

○いわき市契約適正化委員会設置要綱

(令和 3 年 9 月 22 日制定)

改正 令和 4 年 5 月 11 日

(設置)

第 1 条 市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が行う入札及び契約に関し適正な事務の向上に資するため、いわき市契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等についての定期的な報告を受け、専門的な見地から意見を述べること。
- (2) 再苦情についての助言を行うこと。

(委員会の組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議のうち定期的開催される会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年 3 回開催するものとする。ただし、第 2 条第 2 号に関して開催される会議（以下「臨時会議」という。）は、必要に応じ開催することができる。

- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要は公表する。

(定例会議)

第 6 条 定例会議は、次に掲げる資料により行うものとする。

- (1) 契約一覧表（第 1 号様式）

- (2) 建設工事等説明書（一般競争入札用）（第2号様式）
- (3) 建設工事等説明書（指名競争入札用）（第3号様式）
- (4) 建設工事等説明書（随意契約用）（第4号様式）
- (5) 物品購入説明書（第5号様式）
- (6) 入札参加有資格者指名停止等一覧表（第6号様式）
- (7) 低入札価格調査一覧表（第7号様式）
- (8) 苦情処理一覧表（第8号様式）
- (9) 委員から意見又は助言を求めるために必要と認める資料

2 前項第1号の対象は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）以上の建設工事（設計・施工一括発注方式を含む。）若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託又は工事用原材料の購入（以下「建設工事等」という。）に関する一般競争入札及び指名競争入札の状況
- (2) 予定価格が130万円以上の建設工事等に関する随意契約の状況
- (3) 予定価格が80万円以上の物品の購入に関する入札・契約の状況

3 前項に掲げるもののうち、委員会において確認が必要と認めたものについて、一般競争入札における入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札における指名の理由等、随意契約における契約相手の選定とした理由等について、発注部署から報告を受けることができる。

4 前項の報告を求める事案は、委員会において、定例会議の2週間前までに合計15件以内で抽出することとする。ただし、抽出に関する事務は、あらかじめ指名した委員に委任することができるものとする。

（再苦情に関する助言）

第7条 委員会は、いわき市入札及び契約の手續等に関する苦情処理要綱（令和3年10月1日制定）第6条第2項の規定による助言の依頼があつたとき、又は水道事業管理者若しくは病院事業管理者から同様の依頼があつたときは、臨時会議を開催し、助言を行うものとする。ただし、委員長が緊急やむを得ない事情等により会議を開催することができないと判断したときは、文書回議をもって会議に代えることができる。

（委員の除斥）

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項の審議に加わることができない。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(委員の報償等)

第11条 委員の報償等に関しては、別記に定めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

2 この要綱に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱する日が属する月の初めから起算して2年間とする。

3 この要綱に基づき最初に開催される委員会の会議は、第5条第2項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則（令和4年5月11日）

この要綱は、令和4年5月11日から実施する。